

「神戸大学総合ボランティアセンター」設立趣意書

<発起人（アイウエオ順）>

- 稲村和美（法学部4回生：東灘区避難所ボランティア）
- 田中秀治（自然科学研究科D2：灘区避難所連絡会世話人）
- 藤本多真季（教育学研究科：朝日ボランティア基地）
- 前澤孝秀（経営学部4回生：神大学生ボランティア）

<目的>

被災地の中心に位置する総合大学として
ボランティア活動を通して、地域及び大学の活性化を図る。

- ボランティア組織として特定の利益を求めない。
- 現場での活動と大学で出来る活動を有機的に結びつける。
- 教員と連携をとりながら学生が主体となって活動する。
- 所属学部にとらわれずに活動する。

<活動方針>

- ボランティアの機会を提供するための窓口となる。
（既存のボランティア組織との連携も持つ。）
- 活動報告をとりまとめる。
- ボランティア活動における情報、意見を気軽に交換できる場を提供する。
- 活動報告から見えてきた問題を検討、議論し現場へのフィードバックを図る。
（総合活動）
- 活動情報を公開する。



ボランティア活動を通して、学術研究の場を提供し研究の成果を公開する。

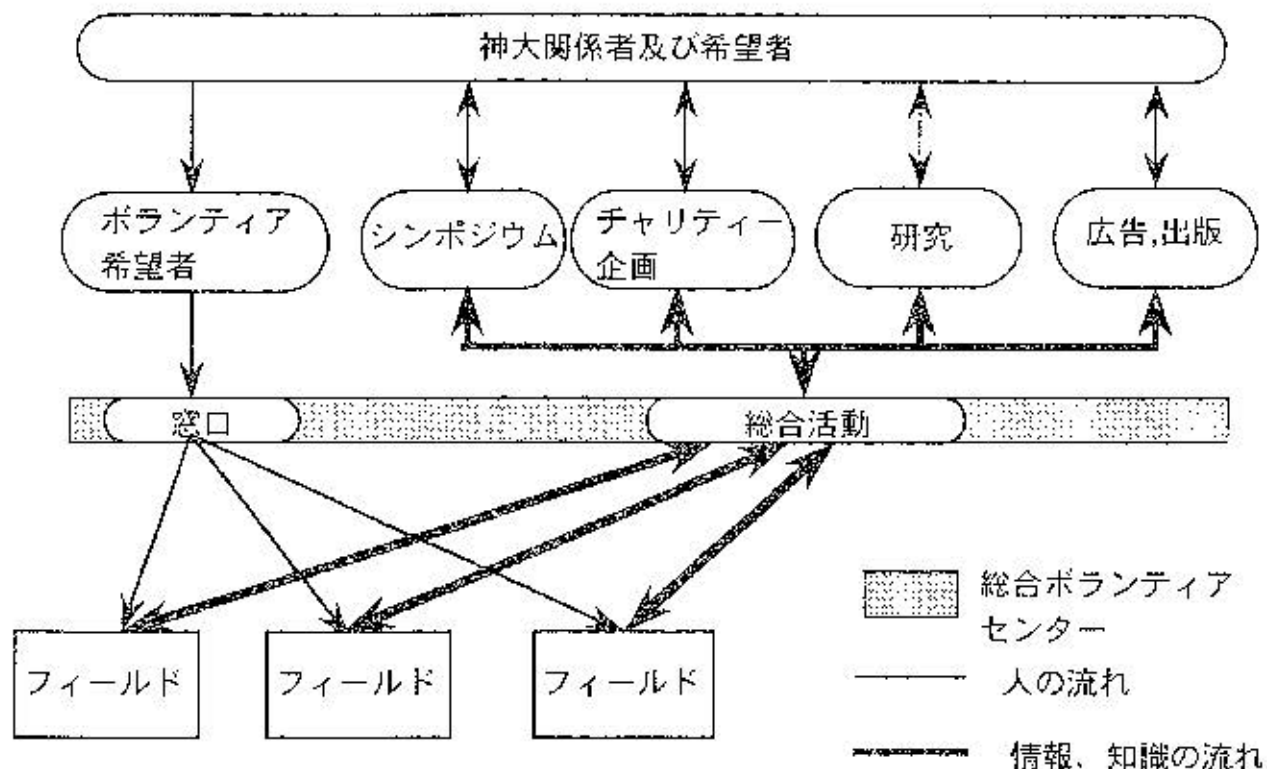
<具体的な窓口の仕事>

- フィールドからのニーズを吸い上げる。（ミーティング）
 - 他の団体との連携。
 - 活動報告内容を神戸大生に公開する。
 - ボランティアの受け付けをする（名簿作成）。
 - 参加者に対して現場の情報、状況説明を徹底した上で現場に参加してもらう。
- 情報の一元化

<必要とされる設備>

- ★部屋（談話、ミーティングのできる設備）
- ★電話
- ★FAX
- ★電話回線（最低3回線「電話、FAX、パソコン通信」）
- ★コンピューター（PC）（最低3台）
- ★モアム
- ★インターネットへのアカウント

「システム概略図」



<総合活動の具体案>

1. 反省会及び討論会（週一回程度）
2. センター会議（月2回程度）
 - 活動報告をまとめる。
 - そこから見えてきた問題点を話し合う。
3. フィールドの活動に根ざした勉強会（教官を交えて）
4. 以上の活動を総括し、必要に応じた企画を行う
（シンポジウム、講演、チャリティー、広告,出版等）

連絡先：

E-mail: tanaka@hepsun1.phys.kobe-u.ac.jp (田中@自然科学)

TEL : 030-92-90806「携帯」(前澤)

0798-51-9040「下宿」(前澤)

理事会

構成員：学生と教官半数ずつ

社会貢献センター (代表：稲村)

副代表：前澤

理事会 (評議会)

会計

担当：松本

一般窓口

担当：山隅

情報システム

担当：田中

総務

渉外

担当：藤本

企画

テーマ研究

1

2

1：ボランティアそのもの

2：ボランティア活動で見えてきた問題

シンポジウム

出版

代表	(稲村)
副代表	(前澤)
会計	(松本)
窓口担当	(山隅)
渉外「学内」、総務	(藤本)
情報処理システム	(田中)

検討事項

1 センターの名称

2 設立趣旨の承認 or 改正

3 センターの中立性について

偏向の認められる団体は、最初から排除する

or

門戸を広く開放し、理事会で評議にかける

4 センターと各参加団体の位置付けの確認

(センターと団体がお互いに果たす役割の明確化)

5 規約の検討

6 理事会について

- ・理事会構成員の決定
- ・学生と教員の割合
- ・決議方法

7 大学におけるセンターの位置付け

公認 or 非公認

8 公認を求めるとすれば、どのような形で行うか。

9 第一回センター理事会の日程

1 団体の名称

神戸大学社会貢献センター or 神戸大学総合ボランティアセンター

2 センター担当者氏名（予定）

センター代表	稲村和美（法学部4回生）
副代表	前澤孝秀（経営学部4回生）
会計	松本聡子（経営学部3回生）
窓口担当	山隈美里（法学部4回生）
総務・渉外	藤本多真季（教育学研究科）
情報処理	田中秀治（自然科学研究科）

3 設立趣旨

- ・神戸大学の諸団体及び個人が地域社会において活動を行うにあたり、情報を一元化し、神戸大学内でのハブセンターとしての役割を担う。
- ・地域社会における実際の活動を通じて、自己の問題としてとらえた社会現象を学際的に研究し、現実を活かすことで、学生として社会的役割を自覚し、その責任を果たす。またこれらの研究活動によって、個々の学問分野にも寄与する。その一連の活動により大学の活性化を図る。

4 センターの具体的役割

- ・個人及び参加団体から情報を吸い上げて整理、管理し、参加団体がいつでも情報を引き出せるようにしておく。
- ・個人ボランティアのコーディネートを行う。
（センター → 地域社会、センター → 参加団体）

5 規約

- ・センターに参加する団体は、地域社会に根差した活動を前提としているものに限る。
- ・センターに参加する団体の活動者の過半数は、神戸大学生であるものとする。
- ・センターに参加する団体は、(1) 活動者名 (2) 活動内容 (3) 会計をセンターに報告する義務を負う。
- ・センター自体の活動者、活動内容、会計は、誰でも知ることができる。
- ・参加団体は、原則的に独自に活動を行うが、このセンター自体が特定の勢力団体（非参加団体を含む）に荷担することはない。
- ・最低年に一回、センター理事会議を開く。

6 理事会

- ・以下のメンバーにより、理事会を構成し、センター全体の意思決定を行う。
 - (1) センターの代表及び副代表（個人参加者を代表する）
 - (2) 参加団体の代表
 - (3) 教官
- ・学生と教官の割合は半数ずつとする。
- ・センターに関わる団体及び個人が著しく中立性を欠く場合などは、理事会の評議にかけられる。
- ・センター及び参加団体の会計報告、活動内容に対する意見交換等を行う。
- ・センター役員への信任・不信任を決議する。

7 予算

- ・当面の運営資金は、賛同教授からの寄付と、センターを運営する学生が出しあって賄うものとする。
- ・将来、センターに集まる寄付が非常に多額になった場合には、理事会において、各参加団体への配分を検討する。

注) 以上は、あくまでも原案（たたき台）です。